

伊方原発をとめる会

第14回定期総会 議案

2024年5月26(日) 13時開場 13時30分～16時30分
於：松山市男女共同参画推進センター コムズ5F 大会議室



伊方原発をとめる会

〒791-8015 松山市中央2丁目 23-1 平岡ビル 201
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>
メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com

日 程

【講演】

- 13:30 司会登壇 (奥田恭子)
開会挨拶 (須藤昭男)
講師紹介 (司会者)
- 13:40 講 演 (60分+質疑15分)
「終わらない原発事故と福島は今」
武藤類子さん(福島原発告訴団団長、原発事故被害者団体連絡会代表)
- 14:55 講演・質疑終了
— 休 憩 —
【第14回定期総会の議事次第】
- 15:05 進行・議長選出 (司会者)
議長就任 () ()
弁護団からの報告 (薦田伸夫)
経過・活動報告 (松浦秀人)
決算報告 (奥田恭子)
会計監査報告 (高下博行)
質疑・討論
経過・活動報告と決算の承認
方針・予算・役員の提案 (和田 宰)
質疑・討論
方針から役員までの採択
新旧役員の挨拶
議長退任
- 16:30 閉会の挨拶 (越智勇二)

武藤類子 (むとう るいこ) さん プロフィール

1953年生まれ。福島県三春町在住。養護学校教員などを
経て、2003年に開業した里山喫茶「燦(きらら)」を営みな
がら反原発運動に取り組む。

3.11 原発事故発生後、「さようなら原発5万人集会」で
のスピーチが反響をよび『10年後の福島からあなたへ』(大
月書店)として書籍化。

2012年に結成した福島原発告訴団の団長として全国に告
訴運動をよびかけ、以後も東京電力の責任を問う活動を継続
している。原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)共同代表、
3.11 甲状腺がん子ども基金副代表理事。



事務局長あいさつ

事務局長 須藤昭男

武藤類子さんを記念講演講師としてお迎えし、伊方原発をとめる会第14回定期総会を開くことができますことは非常に嬉しく思います。

あの忘れられない、忘れてはならない2011年3・11東日本大震災、東京電力福島第一原発の事故から13年が経過、伊方原発運転差止訴訟は第40回口頭弁論をもって結審を迎えようとしています。

先日、原告名簿を整理しておられた方の報告によりますと、原告に名をつらねていた60名近い方々がこの世を去られた事実を知らされ非常に厳粛な想いでした。秋晴れのもと多くの人が集った発足総会がつい先日のように思い出されました。

厳粛なうちに世を去られた方々、何一つの富も、名誉も、求めることなく「原発を無くす」この一つの願いで巨大な岸壁に押し寄せる波のように砕けて行かれたのだと思いました。

3・11東京電力福島第一事故のゆえに

※故郷を失い、望郷の思いをいだき一人寂しく世を去った方々

※若き血と希望に萌える青年を打ち砕く甲状腺がんの問題

※復興の声のかけで無念の思いをいただいている人々

私たちは、福島第1原発の2号機・4号機、能登半島の志賀原発に奇跡見せられ、励ましの声を聞いているのです。爆発しなかった2号機の奇跡。抜き取るはずの水をはっていた4号機。信じない人も信じたくなる「奇跡」だと樋口元裁判官は語っています。志賀原発が停止していたこともそうです。

いつもお世話になる薦田先生の事務所で大きなヨットの写真をみました。沢山の人が乗っていました。乗っている人、全員にそれぞれの役目があるのだそうです。

荒波を恐れ避けようとしてはならない、原発を止める日まで全員力を合わせて前進、乗り越えましょう。

活動日誌

2023年

5月

- 28 **第13回定期総会**（約100人）、記念講演は海渡雄一弁護士
- 30 第320回事務局会（6人）
- 31 GX電源法（60年超運転などの改悪・束ね法）の成立

6月

- 01 進行協議の機器の設営（2人）、進行協議（弁護団6人+とめる会2人）
- 03 総会記念講演アンケート結果の講師への報告メール（2人）
- 07 臨時の第321回事務局会（6人）、第55回定例アクション（10人）
- 13 第322回事務局会（7人）
- 15 第132回拡大幹事会（11人）
- 20 **第35回口頭弁論**
- 27 県議会に請願（4人）、第323回事務局会（7人）

7月

- 05 第56回定例アクション（10人）
- 10 第324回事務局会（7人）、ニュース第44号の第1回編集委員会5人）
- 17 9条の会定期総会でチラシ配布（2人）
- 18 ニュース第2回編集委員会（3人）
- 20 第133回拡大幹事会（7人、Zoom2人）
- 25 第325回事務局会（5人）、前段で住所ラベルの貼付→第36回等の口頭弁論参加よびかけハガキ累計1200枚発送
- 26 弁護団会議（とめる会1人 ZOOM参加）
- 30 原爆死没者合同慰霊祭（石手川公園内の慰霊碑前）

8月

- 02 第57回定例アクション（14人）
- 06 第3回ニュース編集委員会（4人）
- 07 ニュース第44号の出稿
- 08 サイレントフォールアウト上映用のチラシ作成と印刷
- 09 住所ラベルの印字
- 10 ラベル貼付とニュース第44号1656通の発送作業（9人）大分平和運動センターへ200部送付
- 14 第326回事務局会（7人）
- 17 第134回拡大幹事会（11人）
- 21 第327回事務局会（8人）、第36回口頭弁論向けの冊子の作成・印刷（2人）
- 22 **第36回口頭弁論**
- 25 原サヨ向けの上映チラシの作成と印刷（2人）
- 30 弁護団会議

9月

- 04 第328回事務局会（6人）
- 06 第58回定例アクション（17人）
- 12 進行協議（弁護士6人、とめる会3人）
- 13 岸田内閣改造
- 19 第329回事務局会（7人）
- 21 第135回拡大幹事会（11人）
- 24 サイレントフォールアウトの上映会
- 25 第37回等の口頭弁論3期分の案内ハガキの出稿とチラシの作成
- 26 案内ハガキ757通の投函作業（4人）
- 28 第330回事務局会（5人）

10月

- 01 傍聴要請電話のための名簿作成と各位宛の送信、架電マニュアルの作成と送信、後日に補整版
- 03 定例アクション向けのチラシの作成（杉山絵画の活用）
- 04 第59回定例アクション（15人）
- 05 被告側証人尋問資料等の作成と印刷（3人）

- 06 第 37 回口頭弁論向けの機器の設置テスト（3 人）裁判資料の作成・印刷（3 人）
- 08 第 331 回事務局会（7 人）
- 10 **第 37 回口頭弁論**（傍聴抽選 108 人、原告側の異・被告側の奥村の 2 証人尋問）
- 12 第 45 号ニュースの第 1 回編集委員会（5 人）
- 16 弁護団会議、第 332 回事務局会（7 人）
- 22 伊方集会（4 人など）
- 26 第 136 回拡大幹事会（11 人）
- 28 第 2 回ニュース編集委員会（4 人）
- 30 進行協議（弁護団＋とめる会 4 人）、第 333 回事務局会（6 人）
- 31 第 3 回ニュース編集委員会（4 人）

11 月

- 01 第 60 回定例アクション（12 人）
- 08 当年度会費の未納団体への請求書の発行
- 09 住所ラベル作成・貼付（3 人）、ニュース第 45 号発送、1623+150（10 人）
- 14 架電名簿の電話番号の補整作業（4 人）、第 334 回事務局会（7 人）
- 16 弁護団会議（とめる会 2 人）、裁判所でのプレゼン（3 人）、第 137 回拡大幹事会（9 人＋Zoom1 人）
- 20 第 38 回口頭弁論資料の作成・印刷、法廷設営機器のセッティング
- 21 **第 38 回口頭弁論**（中川俊一証人）傍聴抽選 96 は前回 108 前々回 124 人から急落
- 27 第 335 回事務局会（7 人）

12 月

- 01 傍聴呼びかけハガキの作成と発注
- 04 傍聴呼びかけハガキの投函作業（5 人）
- 05 県議会への請願（7 人）
- 06 第 61 回定例アクション（12

- 人）、
- 08 「12・8 不戦の集い」参加者への口頭弁論案内チラシの配布
- 09 第 39 回口頭弁論の直前メール、同口頭弁論資料の作成と印刷
- 10 第 39 回口頭弁論資料の印刷
- 11 第 336 回事務局会（6 人）
- 12 **第 39 回口頭弁論**（証人：野津厚・佐藤暁）傍聴抽選は 112 人
- 13 第 39 回口頭弁論の各位の感想メールの作成と送信
- 20 1・14 裁判報告集会のチラシの作成
- 21 第 138 回拡大幹事会（10 人、Zoom 2 人）、忘年会（10 人）
- 22 弁護団会議（ZOOM 参加で県外の弁護団も＋とめる会 4 人）
- 26 事務所の大掃除（5 人）、死亡原告名の確認メール（3 人）
- 27 事務所のスイッチ工事立会い（2 人）

2024 年

1 月

- 01 能登半島地震の発生
- 02 JAL 衝突事故の発生
- 08 第 337 回事務局会（6 人）
- 10 第 62 回定例アクション（15 人）
- 13 裁判報告会の垂れ幕の作成と資料の印刷
- 14 裁判報告会パワポ資料の印刷
裁判報告会（在松弁護団は全員参加、参加者数 100 人）、杉山さんの反原発絵画 3 点展示、当日のカンパは 6 千円
- 18 第 139 回拡大幹事会（7 人）
- 19 県庁前金曜行動第 600 回（愛媛民報以外の取材ナシ）
- 22 広島裁判の報告会 ZOOM 参加
- 23 第 338 回事務局会（7 人）
- 24 弁護団会議
- 25 原サヨの原子力安全推進官への要請行動に同行（7 人）、第 1 回ニュース編集委員会（3 人）

2 月

- 07 第 63 回定例アクション（11

- 人)
- 08 第 2 回ニュース編集委員会 (4 人)
- 09 第 339 回事務局会 (7 人)
- 12 原サヨの呼びかけによる第 2 回 県交渉の打合せ (2 人)
- 13 第 3 回編集委員会 (4 人)
- 15 第 140 回拡大幹事会 (9 人)
- 18 公開質問状の案文づくり
- 19 県知事宛の公開質問状の提出 (6 人)、愛媛朝日の同行取材と夕刻の報道 (愛媛新聞は不在)
- 20 原サヨの対県交渉 (4 人)、第 4 回ミニ学習会 (「改めて見直す福島原発の事故」講師：和田宰) 参加者は 10 人
- 22 ニュース 46 号の発送作業 (10 人)
- 27 第 340 回事務局会 (6 人)
- 28 3・09 講演会会場の下見と予約 (2 人)

3月

- 01 弁護団会議 (弁護団 6 人、とめる会 4 人)
- 05 県議会へ請願の提出、第 341 回事務局会 (6 人)、定例アクション用のチラシの作成と印刷
- 06 第 64 回定例アクション (13 人)
- 07 大分地裁の敗訴判決にかかる弁護団との共同記者会見 (弁護団 2 人、とめる会 7 人) 白石講演会の垂れ幕及び講演資料の増刷準備
- 08 白石草さんとの懇親会 (9 人)
- 09 白石講演会 (参加者 100 人)
- 10 デモ行進の先頭幕の作成
- 11 3・11 集会 & デモ (参加者 100 人)
- 12 四電及び県に宣言文の持ち込み (6 人)
- 14 第 342 回事務局会 (5 人)
- 18 県知事回答への見解のとりまとめ (5 人)
- 21 環境安全委員会 (傍聴) 森委員から能登は避難路に問題があったとの発言、第 141 回拡大幹事会 (11 人)
- 27 弁護団会議

- 28 第 343 回事務局会 (6 人)

4月

- 02 とめる会ニュース第 46 号の第 1 回編集委員会 (5 人)
- 03 第 65 回定例アクション (14 人)
- 04 第 344 回事務局会 (7 人)
- 09 第 2 回伊方行動実行委 (5 人)
- 15 第 345 回事務局会 (7 人)
- 17 第 2 回編集委員会 (5 人)
- 23 時 14 分に宇和海を震源に震度 6 弱の地震発生
- 18 愛媛県知事と四電社長に原発の運転停止の申入れ (5 人)、第 142 回拡大幹事会 (9 人 Zoom 1 人)
- 22 伊方行動打合せと準備 (8 人)、25 日への延期を決定
- 23 伊方行動延期の連絡モレ対策のため現地に 1 人。弁護団会議 (2 人)
- 25 伊方行動 (20 人で 5 カ所の集落に 1,800 枚のチラシ配布)
- 26 ニュース第 47 号の出稿
- 30 総会案内チラシの印刷

5月

- 01 憲法集会の折り込み作業 (2 人)、第 66 回定例アクション (10 人)、住所ラベルの印字、会費請求書の作成
- 02 ニュース第 47 号の発送作業 (10 人) 第 346 回事務局会 (7 人)
- 09 第 347 回事務局会 (5 人)
- 14 第 5 回ミニ学習会「事故 12 年目の“新事実”を視聴し討議」(13 人)
- 16 第 143 回拡大幹事会 (12 人)
- 21 第 348 回事務局会 (6 人)
- 26 **第 14 回定期総会**

2023 年度	事務局会	29 回
	拡大幹事会	12 回

活動の記録（2023年5月28日～2024年5月26日）

（1）第13回定期総会

5月28日、コムズ（松山市男女共同参画推進センター）大会議室で開催。約100人参加。

記念講演

講師：海渡雄一弁護士（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）

演題：「福島原発事故の責任をめぐる闘い／原発GX法案をめぐる闘い／
こども甲状腺がん裁判の現段階／汚染処理水を海に流すな」

東電と国の過失で起きた福島原発事故の被害を忘れてはいけない。

原発GX法案は福島原発事故を忘却した愚かな政策だと批判した。

総会

中川創太・伊方原発をとめる弁護団事務局長から伊方原発運転差止訴訟の経過報告

事務局から、経過・活動報告、決算報告、活動方針案・予算案・役員案の提案が行われ、それぞれ承認された。

（2）伊方原発運転差止訴訟（松山地裁）

6月20日の第35回から12月12日の第39回まで5回の口頭弁論が開かれ、証人尋問が行われた。

6月20日、第35回口頭弁論

原告側証人：芦田譲（京都大学名誉教授、物理探査）

原告側証人：町田洋（東京都立大名誉教授、地理学者、火山学者）

8月22日、第36回口頭弁論

被告側証人：松崎伸一（四国電力土木建築部長）

被告側証人：森伸一郎（愛媛大学教授、地震工学）

10月10日、第37回口頭弁論

原告側証人：巽好幸（神戸大学名誉教授 地球科学、マグマ学）

被告側証人：奥村晃史（広島大学特任教授 地震地質学）

11月21日、第38回口頭弁論

被告側証人：中川俊一（四国電力原子力本部 伊方発電所 品質保証部長）

12月12日、第39回口頭弁論

原告側証人：野津厚（国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所）

原告側証人：佐藤暁（原発コンサルタント）

以上の他、書面尋問で原告側証人：岡村眞（高知大学名誉教授、地震地質学）

（各証人の敬称略）

2024年1月14日、裁判報告会をコムズ大会議室で開催。約100人の参加。

薦田伸夫弁護士、中川創太弁護士、今川正章弁護士、高田義之弁護士、東翔弁護士からの報告

（3）県議会への請願 ＝ 結果はいずれも不採択

- 6月27日、「住民の被ばくと深刻な影響を回避するために伊方原発をとめ、再エネ増と活用を求める請願」を提出。
- 12月5日、「住民の避難困難で、再エネ普及の妨害となっている伊方3号機の運転停止と廃炉を求める請願」を提出。
- 2024年3月5日、「能登半島地震は原発の危険を鮮明にしており、伊方3号機の運転停止と廃炉を求める請願」を提出。

(4) 愛媛県知事宛「公開質問状」の提出

- 2024年1月1日に発生した能登半島地震の被害の深刻さから、改めて伊方原発の危険性を示し、原発からの撤退を求めて、2月19日、中村時広愛媛県知事へ6項目の「公開質問状」を提出、3月8日までの文書による回答を求めた。
- 3月8日に届いた「回答」に対しての見解を、3月18日、HPで公表するとともに、各メディアへも知らせた。「回答」は、能登半島地震で明らかになった避難路の寸断、家屋倒壊の問題など逆断層による重大な被害を重視せず、相変わらず国や四国電力任せで、伊方原発に対する県民の不安に真摯に向き合っておらず、住民の命と暮らしをないがしろにした残念なものだった。

(5) 四国電力、県知事への申し入れ

- 3月12日、「福島をくり返さない 伊方原発はいらない 3・11集会宣言」を四国電力社長と愛媛県知事に提出した。
- 4月17日深夜、豊後水道を震源とする愛媛県内で震度6弱を記録した地震が発生したことから、翌18日、「原発を直ちに停止して総点検し、停止状態を保持するように」と、四国電力社長と愛媛県知事へ申し入れを行った。

(6) 3・11 記念講演会と集会&デモ

- 3月9日、愛媛県男女共同参画センター・多目的ホールで、インターネットメディア「OurPlanet-TV」代表理事のジャーナリスト白石草（はじめ）さんの講演会「原発事故から13年 復興の陰に隠れた現実」を開催した。参加者100人。国やマスコミは『復興している福島』ばかりをアピールして、負の側面を伝えていない現実を解説。事故による被ばくで甲状腺がんを発症した子どもたちが東京電力に対して起こした『311子ども甲状腺がん裁判』についての報告を通して、因果関係を認めない国や福島県を批判した。
- 3月11日、今治、大洲、松山で集会を開催。大洲市では、産直市“愛たい菜”前での街頭アピール行動のあと、大洲市長と市議会議長へ申入書を提出、さらに四電と首相への申入書を郵送した。今治市では、今治市役所前・広小路で「原発NO！ 3.11 今治統一宣伝行動」を実施し、リレースピーチで沿道の市民に訴えた。松山市では、市駅前坊っちゃん広場で「福島をくり返さない 伊方原発はいらない 3・11集会」を開催した。須藤昭男・とめる会事務局長のあいさつ、弁護士からの報告、リレースピーチ、集会宣

言の採択、パネルアピールのあと、県庁前までデモ行進を行った。

(7) 「サイレント フォールアウト」上映会

9月24日、ドキュメンタリー映画「放射線を浴びたX年後Ⅲ サイレント フォールアウト 乳歯が語る大陸汚染」(監督：伊東英朗さん〔久万高原町出身〕)の上映会をコムズで行った。午前、午後の2回上映で86人の参加。参加者からの資料代やカンパ13万1,453円を、アメリカでの上映支援金として伊東監督に渡すことができた。

(8) 伊方町でチラシ配布

4月25日、佐田岬半島で、「地震列島に原発はいらない！ 伊方原発は今すぐとめよう」「あなたのその不安を声に！一緒に伊方原発をとめましょう！」と呼びかけたチラシ(B4判二つ折り)を配布した。20人が5つの班に分かれて、1800枚を旧瀬戸町と旧三崎町の集落の各戸を訪問し、ポスティングした。配布後は佐田岬半島ミュージアムで報告交流会を開催した。

(9) ミニ学習会

2月20日、第4回ミニ学習会「改めて見直す 福島原発の事故」をコムズ和室で開催。講師は和田幸・とめる会事務局次長。参加者は10人。NHKスペシャル「原発事故・危機の88時間」(メルトダウン File.8、2023年3月放映)を視聴した。

5月14日、第5回ミニ学習会 「改めて見直す福島第1原発事故」(参加13人)

(10) 伊方原発いらん！ 市駅前定例アクション

毎月第1水曜日、伊予鉄道松山市駅前歩道で街頭宣伝を実施。2018年12月から開始し、2024年5月1日で66回目。4月～11月は17:30から、12月～3月は12:15から約1時間。のぼり旗、横断幕、プラカードを持ち、歌やリレートークでのアピール。チラシやリーフレットの配布。

(11) 「伊方原発をとめる会ニュース」を4回発行

2023年8月10日 ニュース第44号

2023年11月9日 ニュース第45号

2024年2月20日 ニュース第46号

2024年5月2日 ニュース第47号

(12) その他の活動

10月22日、第37回伊方集会(原発さよなら四国ネットワーク主催)へ協賛団体として、伊方原発ゲート前の集会と佐田岬半島ミュージアムでの交流会に参加。

2024年3月7日、大分地裁が伊方原発3号炉の運転差止を求めた大分の住民の請求を棄却するという不当判決を出したことに對して、愛媛県庁記者クラブで弁護団とともに記

者会見し、抗議の共同声明を発表した。

2024年5月3日、松山市総合コミュニティセンターで開催された「5・3愛媛憲法集会」で、賛同団体として、「平和のひろば」でパネル展示を行った。主催者からの依頼により、松浦秀人事務局次長が「憲法に思うー私の意見」コーナーで、日本国憲法と原発は両立できない、原発の危険性・非人道性について訴えた。

2023年度 伊方原発をとめる会 会計決算書

2023年4月1日～2024年3月31日

【収入】

単位円

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	備考
繰越金	308,385	308,385	0	263,043	
個人会費	1,300,000	1,374,000	74,000	1,172,000	1口1000円
団体会費	300,000	279,000	△ 21,000	291,000	1口3000円
カンパ	500,000	633,566	133,566	696,767	
事業収入	50,000	58,000	8,000	0	書籍売り上げ
雑収入	100	2	△ 98	2	受取利息
預り金	0	0	0	866,000	前年度は第6次原告訴訟費用
合計	2,458,485	2,652,953	194,468	3,288,812	

【支出】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	備考
講師費用	320,000	207,550	△ 112,450	316,530	講演会を2回実施
賃料	252,000	252,000	0	252,000	平岡ビル家賃(1ヶ月21000円)
人件費	0	0	0	0	
集会会場費	160,000	57,240	△ 102,760	161,330	講演会、裁判報告会の会場費、横幕など
会議費	25,000	28,480	3,480	24,350	幹事会の会場使用料
宣伝費	250,000	186,595	△ 63,405	178,656	ニュース、チラシなどの印刷代、
通信費	850,000	1,012,021	162,021	822,486	ニュース発送費5回分、切手代、葉書代、宅急便、電話代など
事務所経費	30,000	18,991	△ 11,009	15,717	水道光熱費、パソコン保守代
事務所活動費	150,000	175,233	25,233	154,153	コピー代、印刷費、交通費など
消耗品費	150,000	159,821	9,821	143,575	事務用品、封筒代、宛名シールなど
弁護団支援費	0	0	0	30,000	
雑費	10,000	12,190	2,190	15,630	振込手数料など
預り金	200,000	200,000	0	866,000	預り金返金
事業費	30,000	49,280	19,280	0	書籍仕入代金
繰越金	31,485	293,552	262,067		
合計	2,458,485	2,652,953	194,468	2,980,427	

繰越金の内訳	伊予銀行	22,409
	愛媛銀行	236
	ゆうちょ	48,633
	郵便振替口座	108,100
	現金	114,174
	合計	293,552

会計監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日に至る2023年度会計処理について監査を行いました。その方法および結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

松山市中央2丁目23-1平岡ビル201「伊方原発をとめる会」事務所において、事務局次長、事務局会計担当に説明を求めながら、会計帳簿と入出金の帳票類について詳細に調査し、監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計処理は適切に行われています。
- (2) 決算関係書類およびその付属明細書は、収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 厳しい財政状況の中、会費徴収の努力がみられますが、2024年度は、郵便料金値上げを見越して、会費徴収率のアップおよび会員拡大の努力を望みます。

以上

2024年5月21日

伊方原発をとめる会

監事

高下博行 

監事

篠崎英代 

2024 年度 活動方針

一 原発をめぐる情勢

(1) 相次ぐ地震、原発不適は明らか

国内では、地震が相次いでいます。1月1日には能登半島地震が発生。この地震では、住民が建設をとめた珠洲原発の立地予定地（珠洲市高尾町）も含め、東西に150kmもの長さで半島北端部が大きく地盤隆起しました。もし、珠洲原発が作られていたなら、今回の地震で、石川、富山、新潟に被害が及ぶばかりか、若狭湾の原発集中地帯も含む関西圏にまで深刻な汚染が広がる可能性があります。また、運転を停止して燃料を装填していなかった志賀原発には、10キロ近くにまで顕著な隆起が及んでいました。震源から68km離れていましたが、変圧器が破壊されオイルが漏れ、煙が上がリ、冷却電源系統3つのうち、最も高圧の1系統が途絶するなどの被害が出ました。

このところ、愛媛県内でも、地震が相次いでいます。

2月26日には、大洲市の肱川河口東側の地下50kmを震源とし、最大震度4、マグニチュード5.1の地震がありました。松山市内でもズドンと突き上げるような衝撃を伴う地震であり、ビルのエレベータ停止が頻発しました。震源は原発から23kmという近さでしたが、1回だけの衝撃であったことや、地震のエネルギーがさほど大きくなかったことに救われた形です。

4月17日には、宇和島市沖の豊後水道を震源とする地震が発生。最大震度6弱、マグニチュード6.6、震源の深さ39kmとされました。「豊後水道を震源とする」と報じられますが、示された北緯・東経でみると、由良半島先端にある蔀淵（こもぶち）の真下に位置しています。

もはや、地震国に原発はいりません、一刻もはやく停止・廃炉をめざす必要があることを示しています。

台湾でも、4月3日朝、花蓮（かれん）地震が発生しました。台湾東部の深さ23キロを震源とするマグニチュード7.7の地震は、甚大な被害をもたらしました。能登半島地震と同じ「逆断層型」でした。「逆断層」要素は、伊方原発の目の前の中央構造線活断層帯でも指摘されています。「逆断層」要素を無視した形の四国電力、原子力規制委員会による原発の審査では、住民の命と暮らしを守れません。なお、台湾の地震とその迅速な対応が映像で広がり、日本の災害対策の不十分さも浮き彫りになりました。

(2) 原発回帰にひた走る政府・原子カムラ

① ウクライナ戦争が示した戦闘地域の原発の危険

ロシアによるウクライナ侵攻で、戦時下の原発の危険性が史上初めて可視化されました。原子炉への砲撃などは論外ですが、周辺での偶発的な戦闘行為による送電線の途絶などが発生すれば、福島原発事故の再来です。紛争地域にある原発は、「自国民向けの核兵器」に転化します。

② ドイツは脱原発完了。日本にも技術はあり原発回帰の必要なし

昨年春、ドイツで脱原発が完了。その後、国際的な電力資源の不足や高騰もありましたが、ドイツ政府は「原発のリスクは人間が制御できない」として、原発とは手を切る姿勢を決然と示しました。この間ドイツでは再エネによる発電比率を2000年当時の7%から2023年51.6%へと飛躍的に上昇させました。大容量の蓄電設備（グリッド・ブースター）、高圧直流送電設備（HVDC）、電力調整設備（STATCOM）など、再エネ徹底活用へ整備を進めており、そこで日本の技術が活躍しています。日本でも、実証済みの技術を国内に広げ、ドイツで展開中の技術と重ねれば、十分に再エネの増加と徹底活用が可能です。原発に回帰する必要はありません。

③ 原発の全面回帰にひた走る日本政府

政府は昨年、原発の全面回帰を目指すために、原子力基本法など5つの法律を束ねて改悪してしまいました。福島原発の事故以降、歴代政権は「原発は可能な限り依存度の低減」を掲げていましたが、岸田政権は、戦争などによる「エネルギー資源の高騰と供給不足」に便乗した形で原発推進を露骨にすすめています。この5月15日には、エネルギー基本計画の見直し議論に着手。「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする政府目標と人工知能（AI）時代の電力需要拡大を見据え、再生可能エネルギーと原発を『最大限活用』する方向で検討」（共同通信）と報じられています。

再生可能エネルギーと原発を同列において、「脱炭素」に貢献するかのように描くのは全くの欺瞞です。樋口英明元福井地裁裁判長は、「原発の本質」として、冷やし続ける、管理し続けることに失敗すると、「誰もとめようがない」ことを指摘しています。原発回帰は国民を危険にさらし、生み出される核のゴミは子々孫々まで国民を苦しめ続けるだけです。

④ 今も続く被災者の苦難

政府は、放射能汚染が解消されつつあるかの状況を演出しています。実際には、広範な濃厚汚染地域が残されています。また、帰還困難区域を解除された地域でも、実際に帰還した住民はごく少数に過ぎず、「復興」とは程遠い状況が続いています。被災者は、避難しているか否かに関わらず多くの苦難を抱えたままです。また、原発事故により甲状腺がんにかされた若者たち（事故当時の子どもたち）による裁判も続いています。

⑤放射能汚染水の海洋投棄を許すな

国と東電は、放射能汚染水を「処理水」と言い換え、地元漁業団体との合意を踏みにじて、海洋投棄を繰り返しています。昨年8月以降、5回目の放出が、今年の4月19日から5月7日にかけて行われました。

日本科学者会議は、「メチル水銀を含む工場排水を海洋放出した結果、食物連鎖により魚介類に高濃度の水銀が蓄積し、それを食べた人々に深刻な健康被害を引き起こした水俣病を経験した私たちは、放射能に汚染された魚介類が広く海洋を回遊して、人体に入り、国際環境問題となることを危惧する。」としています。原子力市民委員会は、大型タンク長期保管とあわせて汚染水のモルタル固化による永久処分（既に米国サバンナリバー核施設において実施）についても提案しています。

海洋放出をただちにやめ、こうした現実的な方法による処理を改めて検討すべきです。

（3）松山地裁は最終盤の重要局面、勝利判決を勝ち取ろう

松山地裁での伊方原発運転差止訴訟は2011年12月8日の提訴から13年。これまで39回の口頭弁論を行ないました。6月18日に予定されている第40回口頭弁論では、弁護団による最終準備書面の陳述、原告2名の陳述を行って結審する見込みです。

早ければ年内、遅くとも3月末までには、判決が出ると見られます。判決まで、勝訴に向けて可能な限りのとりくみをすすめましょう。

二 具体的な方針

（1）伊方原発運転差止訴訟の勝利をめざし熱気あるとりくみを続けます

- ① 6月18日の第40回口頭弁論では、原告ならびに傍聴者の多数の参加を実現し、住民の熱気をはっきりと示します。
- ② 四国の全ての自治体住民が参加した裁判にふさわしく、四国の主な地域で宣伝行動に取り組み、メディアにも大きくアピールします。

- ③ 控訴審（高松高裁）への対応は必須となるので、今からその準備を進めます。
- (2) 愛媛県内では、全市町での脱原発世論の高揚に努めます
- ① 県内全市町での宣伝行動をめざします。
 - ② 当面は可能な範囲で各地域での宣伝行動を実施します。
 - ③ そのための資材と人材配置の努力をします。
 - ④ 県民の目に見える脱原発運動をめざし、そのためにメディアの注目を得るよう努めます。
- (3) 四国電力に原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換を求めて活動します
- ① 伊方原発 3 号機の運転をやめさせ、廃炉に向かわせます。
 - ② 乾式貯蔵施設の建設に反対し、湿式貯蔵プールの補強を求めます。
 - ③ 1 号機と 2 号機の廃炉作業について、作業員と住民の安全最優先を求めます。
 - ④ 再生可能エネルギーへの転換を求めます。
- (4) 首長や議会・議員に働きかけます
- ① 原発の危険について、四国の全自治体の首長や議会への働きかけに努めます。
 - ② 愛媛県内の議会へ原発の危険・反公益性について請願・陳情の提出をめざします。
 - ③ 国会や原子力規制委員会への要請なども視野に入れて活動します。
- (5) 原発の危険を可視化して住民の中に届ける活動を強化します
- ① 原発の危険を可視化し、身近に実感できる宣伝を展開します。そのために分かり易いチラシやパンフレットの作成に努めます。
 - ② ニュースや HP を、魅力的で読みたくなるものに改善を重ねます。
 - ③ 原発についての学習会や講演会、映画会、フィールドワークなどを実施します。
- (6) 全国の仲間のみなさんと連帯して活動します
- ① 全国の反原発・脱原発の運動と連帯して活動します。
 - ② 福島原発事故の被害者や原爆被爆者など、核の被害者と共に闘います。
- (7) 再生可能エネルギーの普及促進のために
- ① 太陽光、バイオマス、風水力などの再生可能エネルギーを増やしている実例や、それを徹底活用する技術について、講演などを通じて広く住民に知らせます。
 - ② 電力自由化のもと、再生可能エネルギー普及に貢献する電力会社などについて、情報共有を目指します。
- (8) 会員を増やし財政の安定化を図り、次世代への継承を重視します
- ① 個人・団体の会員拡大を目指します。
 - ② 会員に財政の実情を訴え、会費を納入していただけるよう努めます。

③ 会員・事務局員に若い世代の参入を重視します。

(9) 非暴力で民主的な運営原則

① 当会の活動は、会員各位の自発的意思によるものであり、その運営は合意方式（コンセンサス方式）で行います。

② 当会のあらゆる行動は非暴力に徹します。

2024年度 伊方原発をとめる会 会計予算書（案）

2024年4月1日～2025年3月31日

【収入】

単位 円

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
繰越金	293,552	308,385	△ 14,833	
個人会費	1,400,000	1,374,000	26,000	前年度よりの増加をめざして努力します
団体会費	300,000	279,000	21,000	同上
カンパ	600,000	633,566	△ 33,566	
事業収入	50,000	58,000	△ 8,000	書籍売上など
雑収入	100	2	98	
預り金	0	0	0	
合計	2,643,652	2,652,953	△ 9,301	

【支出】

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
講師費用	320,000	207,550	112,450	年間3回の講演会を予定
賃料	252,000	252,000	0	事務所家賃
人件費	0	0	0	活動の全てをボランティアで賄っています
集会会場費	100,000	57,240	42,760	
会議費	30,000	28,480	1,520	
宣伝費	200,000	186,595	13,405	年間4回のニュース、チラシ印刷費など
通信費	1,200,000	1,012,021	187,979	ニュース送料、電話料金、郵便料金値上げを見越して増額
事務所経費	20,000	18,991	1,009	光熱費、備品
事務所活動費	180,000	175,233	4,767	印刷費、交通費
消耗品費	160,000	159,821	179	封筒代、コピー用紙代、事務用品
弁護団支援費	0	0	0	
雑費	20,000	12,190	7,810	
預り金	0	200,000	△ 200,000	
事業費	50,000	49,280	720	
次期繰越金	111,652	293,552	△ 181,900	
合計	2,643,652	2,652,953	△ 9,301	

伊方原発をとめる会 2024年度の役員

アンダーラインは新任
(50音順)

1. 共同代表 (11人)

越智勇二(愛媛県平和運動センター)、河野文朗(愛媛医療生協前理事長)、白戸暉男(元コープ自然派えひめ理事長)、須藤昭男(インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身)、立川百恵(コープえひめ元理事長)、垂水正和(真言宗智山派観音寺住職)、中尾 寛(愛媛労連執行委員)、松浦秀人(愛媛県原爆被害者の会事務局長)、真鍋知巳(医師)、和田 幸(伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議代表幹事)、渡部寛志(福島県南相馬市から避難した農業従事者)

2. 顧問(1人)

草薙順一(弁護士)

3. 幹事(40人)

青野悦子、浅野修一、安藤哲次、石川 稔、石本憲一、泉 京子、宇都宮理、遠藤 綾、大川耕三、大沢 守、大西俊夫、奥田恭子、越智進也、越智勇二、梶原時義、菅 森実、来島頼子、坂本 篤、塩川まゆみ、杉村千栄、杉山洋、須藤昭男、高橋 勉、武井多佳子、立川百恵、立田卓也、田中克彦、田淵紀子、中尾 寛、中村嘉孝、松浦秀人、松浦文子、松尾京子、向井公子、若宮 強、和田 幸、和田弘子、渡邊典子、渡部勇次、渡部玲子

4. 事務局(10人)

事務局長： 須藤昭男

事務局次長： 泉 京子、越智勇二、和田 幸

ニュース編集等担当：泉 京子、奥田恭子、松浦秀人、向井公子、和田 幸、渡部玲子

会計担当： 奥田恭子、松浦文子、和田弘子

事務局員： 安藤哲次、泉 京子、奥田恭子、越智勇二、須藤昭男

松浦文子、向井公子、渡部玲子、和田 幸、和田弘子

5. 監査(2人) 高下博行 篠崎英代

○新任	事務局次長	泉 京子
・退任	事務局次長	松浦秀人
○新任	事務局員	渡部玲子
・退任	事務局員	中尾 寛
・退任	幹事	坂田 進(ご逝去)

伊方原発をとめる会 規約

- 1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1）講演会、集会、学習会などの開催
 - （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - （3）伊方原発訴訟への支援
 - （4）署名活動、首長・議会等への請願など
 - （5）ホームページの開設、運営
 - （6）その他
- 4条（会員及び総会）
- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
 - （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
 - （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- （1）本会に共同代表を置く。
 - （2）本会には50名程度の幹事を置く。
 - （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
 - （4）本会に会計を置く。
 - （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
 - （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
 - （7）本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。
- 6条（財政）
- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
 - （2）広く寄付金を募る
 - （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2011年11月3日発足・制定
2012年 9月9日改正
2020年11月1日改正

【事務所】 〒791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メール ikata-tomeru@nifty.com

伊方原発運転差止訴訟 第40回口頭弁論のご案内

6月18日（火）14時 開廷 松山地方裁判所31号法廷

原告の方は12:30、傍聴希望の方は13:00 裁判所ロビー集合



当日のスケジュール

- 12:30 原告集合（裁判所ロビー）
入廷原告の抽選
- 13:00 支援者集合（裁判所ロビー）
裁判所による傍聴抽選券配布、抽選
- 13:45 原告・弁護団・支援者による入廷行進
- 14:00 第40回口頭弁論開廷
弁護団 最終意見陳述
原告意見陳述 須藤 昭男 さん
大野 恭子 さん

報告集会（愛媛県美術館講堂〔松山市堀之内〕）

裁判終了後、15:30頃から記者会見に引き続いて報告集会を行います。

- 弁護団・意見陳述者からの報告
- 質疑応答 意見交換

2011年12月8日の提訴から13年、私たちの裁判はいよいよ大詰めを迎えました。このたびの40回目の口頭弁論で、すべての審理を終え、結審となる見通しです。弁護団、原告代表お二人が渾身の力を注いだ意見陳述をぜひ傍聴しましょう。どうぞご参集をお願いします。勝訴を目指して裁判所を埋め尽くしましょう。



伊方原発をとめる会
〒791-8015 松山市中央2丁目23-1、201号
TEL 089-948-9990 FAX 089-948-9991
e-mail : ikata-tomeru@nifty.com
URL : <http://www.ikata-tomeru.jp>

